

事務連絡
令和6年2月9日

介護サービス事業所 御中

福井県健康福祉部長寿福祉課

令和5年度介護職員処遇改善支援補助金について（その2）

日ごろから県の高齢者福祉行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、介護職員を対象に、「令和6年度介護報酬改定での対応を見据えつつ、介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、令和6年2月から5月までの間、介護職員の賃金を2%程度（月額平均6千円相当）引き上げるための措置を実施する。」とされました。

先般、厚生労働省が事業内容を分かりやすくまとめた「介護職員処遇改善支援補助金」リーフレット等を送付したところでございます。

県においては、各事業所様への補助金交付のために、予算要求をしており、予算承認後を目途に県への申請手続き等について、別途お知らせする予定をしております。

なお、リーフレットにも記載されておりますが、補助金対象となる要件は下記のとおりとなりますので、改めてご確認ください。

この補助金を活用した処遇改善の実施について、厚生労働省コールセンターでの問い合わせ対応が開始されていますので、不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

○補助金の対象となる要件

- （1）介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していること
- （2）原則として、令和6年2月分からの賃金改善を実施すること
- （3）補助金の全額を賃金改善に充てること
- （4）令和6年4月・5月分の補助額の3分の2以上を基本給等の引き上げに充てること

○厚生労働省老健局介護職員処遇改善支援補助金コールセンター

電話番号：050-3733-0222

（受付時間：9：00～18：00※土日含む）